

**令和 7 年度岡山県事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業
補助金（追加募集分）交付要領**

（目的）

第 1 条 事業者向け自家消費型太陽光発電導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、その他の法令、関連通知、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和 7 年 3 月10日環地域事発第2503102号改正）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）及び岡山県事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業実施に係る手続き）

第 2 条 補助金の交付を希望する者は、交付要綱に従い、交付申請手続きを行う。その他補助金の交付に関する手続きは、同交付要綱によるものとする。

（補助金の交付申請）

- 第 3 条 交付要綱第 4 条第 1 項に規定する知事が別に定める日は、令和 7 年12月22日とする。ただし、申請の受付状況により、期間の途中で申請の受付を終了することがある。
- 2 補助金の交付の申請については、同一事業者につき、同一年度内に一回限りとする。ただし、PPA 事業者又はリース事業者はこの限りではない。
- 3 前条に係る申請は先着順とし、予算枠の上限に達した日に受理した申請が複数件あった場合は、その内容を審査し、評価の高い申請分から優先して交付決定の対象とする。なお、審査内容は別表 1 のとおりとする。

（実績報告）

第 4 条 交付要綱第 10 条に規定する知事が別に定める日は、令和 8 年 2 月 27 日とする。

（事業の着手）

- 第 5 条 補助事業者は、交付要綱第 6 条第 1 項に基づく交付決定後に事業の着手（補助対象設備の設置工事事業者との契約締結及び設置工事）をしなければならない。
- 2 補助事業者は設置工事に着手した際は、速やかに補助金に係る工事着工届出（要領様式第 1 号）を知事に提出しなければならない。

（提出書類の部数）

第6条 交付要綱に基づき提出する書類の部数は1部とする。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から適用する。

別表1（第4条関係）

審査項目	評価点
設置場所が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第5項に規定する市町村が定める促進区域内であるか。	20
本事業で導入する設備が下記の施設において停電時に活用できることとする予定であるか。 ・防災拠点（地方自治体との文書により明確に定められているもの） ・避難場所又は避難所（地方自治体からの指定を受けているもの）	20
敷地内に電動車の充放電設備若しくは充電設備を設置済み又は導入予定であり、本事業で導入する設備により発電した電力を使用するものであるか。	10
SBT（Science Based Targets）の認定を受けているか。（※）	20
RE100又は再エネ100宣言RE Actionに参加しているか。（※）	20
ISO14001又はエコアクション21の認証を取得しているか。（※）	10
アースキーパーメンバーシップ制度に会員として登録されているか。（※）	2
おかやまプラスチック3R宣言事業所として登録されているか。（※）	2
おかやま子育て応援宣言企業として登録されているか。なお、アドバンス企業の認定を取得している場合は（ ）内の点数（※）	5 (10)
中小事業者であるか。（※）	10
令和5年度及び令和6年度に岡山県事業者向け自家消費型太陽光発電設備導入支援事業補助金の交付を受けていないか。（※）	10
導入する太陽光発電設備1kWあたりの事業費 16万円/kW未満を0点として、2万円/kW増加ごとに2点を加点する。	0～20

（※） オンサイトPPAモデル又はリースモデルの場合、需要家が対象。

同点の場合は、導入する太陽光発電設備1kWあたりの事業費が高い方を優先する。

(中小事業者の定義)

中小企業基本法(昭和38年法律第4号)第2条に準じ、下表に規定する法人及び個人事業主。中小企業団体については、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員(注)
①製造業、建設業、運輸業、その他(ゴム製品製造業除く。)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業(以下を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- ・資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小事業者とする。
- ・該当業種については主たる業種で判断する。

注) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の「解雇の予告を必要とする労働者」は、従業員として扱う。このため、正社員に準じた労働形態である場合は、従業員に含まれる。